

令和7年第1回野洲市教育委員会定例会 議事録

- 日 時 令和7年1月22日
開会時刻13時28分
閉会時刻14時45分
○場 所 人権センター 研修室

○出席委員

教育長 北脇 泰久
委 員 本田 亘 委 員 瀬古 良勝
委 員 南出 久仁子 委 員 山崎 玲子

○出席者

教育部長	田中 明美
教育部政策監（幼稚園教育担当）	井狩 昭彦
教育部次長	行俊 勉（兼生涯学習課長）
教育部次長（学校教育担当）	小寺 岳正
教育部次長（幼稚園教育担当）	辻村 朗子
学務課参事	菱沼 由美
生涯学習課参事	西川 和典
ふれあい教育相談センター所長	原嶋 亜紀
学校給食センター所長	北田 岳宏
野洲図書館長	早田 ひとし
文化財保護課長	福永 清治（兼歴史民俗博物館長）
学務課長（事務局）	井狩 吉孝
学務課職員（事務局）	枝 瑞紀

【北協教育長】 定刻より少し早いですけれども、始めさせていただきます。

それでは、これより令和7年第1回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は全員で、定足数に達していますので会議は成立しています。

次に、日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【北協教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

次に、日程第2、令和6年第15回定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【北協教育長】 ご異議ないようですので、第15回定例会の議事録は承認されたものと認め、後ほど瀬古委員と南出委員にご署名をお願いします。

次に、日程第3、令和7年第1回定例会議事録の署名委員の指名についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、南出委員と山崎委員を指名いたします。

次に、日程第4、教育長事務報告に移ります。

それでは、別紙の先月12月18日から1月21日までの報告についてご覧ください。

この間ですけれども、特に年末年始の休みがございましたので、それを挟んでの前段、12月18日から12月27日というところと、それから1月6日から後、昨日までということになります。前段の中におきましては、議会が12月20日まででありましたので、特にそのことに関わっているなことをさせていただきました。

12月19日には歴史民俗博物館で感謝状の贈呈があり、藤村和夫さんからたくさんの写真等、貴重な資料をいただきましたので、その贈呈式をさせていただいたことがございました。

それから、12月21日にはびわ湖若鮎駅伝ということで、障がいのある方々が駅伝をされるというところで、スターターをさせていただいて、本当にたくさんの方々が参加をされ、またその保護者等もたくさん来られて、結構にぎわいのある大会になりました。その日には、チュッピーフェアがコミセンなかさとでされましたけれども、私はその若鮎駅伝に行っておりましたので参加ができなかったということになります。

それと、年越してからになるんですけれども、1月6日に仕事始め式で私から市の職員さんに訓示をさせていただきました。今年は野洲市になって21年目にもなりますので、二十歳というところの1つクリアする、そういう段階においても一回、野洲市の教育がしっかりと子どもたちにも行き届く、そしてまた、子どもたちにとって笑顔があふれるというところの年にしてほしいということを、訓示としてさせていただきました。

1月7日には、三上小学校で125周年記念式典がございましたので、山崎委員さんも参加をいただきました。

それと、その9日、10日ですけれども、いよいよ教職員においては人事ヒアリングさせていただいていたようなことがあったということ、それから1月11日に市職員の採用試験面接

をさせていただきました。10人ほどの方が3次の試験まで進まれて試験を受けられたということなんですけれども、それぞれの受けられた方々は本当に力があるなと思うような方々が多かったのですけれども、市の魅力、何でこの市を受けようと思ったんですかという動機を言われるときに、自然が豊かだとか歴史と伝統があってみたいなとこら辺を言われたのが、それだけなのかなというふうな思い。逆に言うと、本市としての特徴というものがどういふふうに皆さんに映っているのかなということをおもわせていただいたようなことでもありましたので、そういうふうなとこら辺を今、具体的に予算のほうを詰めてやっています。また、今度、市長のヒアリングもあるのですけれども、そういったところが果たして本当に子どもたちに。それを意識したのが、実は1月12日にはたちの集いがありました。これは私が校長をしていた定年退職の最後の年の子どもたちが今、二十歳になってということ、そういう姿が見られて大変うれしかったのですが、そういう中において、今申しましたように、本当に野洲市の教育というものをこの人たちはどういふふうに思っているのかなと、それから再びまた野洲に住みたい、住み続けたいという思いにさせるような教育になっているのかなということ、つくづく考えさせられるようなこともございました。先ほど言いましたけれども、今、いろいろ具体的な詰めをさせていただいているのですけれども、しっかりと子どもたちの声に届くといいですか、教育につながっていけるような教育環境を充実させるべく、予算を獲得していけるようなものにしていけたらなという思いもしております。

あと、そこにありますように、新春講演会、年賀会とか、あるいは記念式典、祝賀会とかというふうなところに参加もさせていただきました。それぞれにいろんな活動もされていて、場合によっては子どもたちのためにということ、いろんな活動もしていただいています。ぜひそういったものが今年実感として子どもたちに届くような1年にしていけたらなという思いをさせていただきました。また、皆さん方のほうでもお気づきの点がございましたら、教えていただけたらありがたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。と思います。

では、今、報告をさせていただきましたけれども、何かご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。委員の皆さん方からもよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、次に日程第5、付議事項(1)議案に移らせていただきます。

議案第1号、野洲市ふれあい教育相談センター管理運営規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

原嶋所長、お願いします。

【原嶋ふれあい教育相談センター所長】 ふれあい教育相談センターの原嶋です。

まず初めに、新旧対照表方式による例規の一部改正について、ご説明をします。委員の皆様には1枚資料をお渡ししていると思いますので、ご覧ください。

これまで野洲市では、改め文方式を採用してきましたが、市民にとって理解しづらいこと、また専門知識を必要とすることから、職員の負担となっていました。そこで、例規をより分かりやすいものとする、職員の負担軽減の観点から、令和7年より新旧対照表方式により行うものとするに決まりましたので、その方式で提出をします。

それでは、議案第1号、野洲市ふれあい教育相談センター管理運営規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

本議案は、野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例が12月議会を通過したことに伴い、2つの業務の名称を変更するものです。まず、1つ目は適応指導教室を教育支援ルームに変更するもので、2つ目は家庭訪問型学習支援を訪問型教育支援に変更するものです。

なお、本規則は令和7年4月1日から施行します。

以上です。

【北協教育長】 ただいま説明がありました議案第1号について、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号、野洲市ふれあい教育相談センター管理運営規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【北協教育長】 挙手全員であります。よって、議案第1号は可決されました。

次に、付議事項(2)協議事項に移ります。

協議事項1、令和7年度野洲市の教育方針(案)について、説明をお願いします。

井狩課長、お願いします。

【井狩学務課長】 学務課・井狩です。それでは、協議事項資料をお願いいたします。

まず、1ページをご覧いただきたいと思います。令和7年度野洲市の教育方針の作成に当たっての日程について上げさせていただいております。まず、本日1月22日水曜日、協議事項にて付議とさせていただきます。

続きまして、24日金曜日までに教育委員会所管課の校正を行いたいと考えております。校正の後、データを27日月曜日に教育委員の皆様へ配付させていただきたいと考えております。そして、2月3日月曜日までにご意見がございましたらいただきたいと考えております。大変短い期間で申し訳ございませんが、よろしくお願いをいたします。

それを受けまして、2月10日月曜日に部長会議で配付したいと考えております。

これと同じくして、市長の施政方針を示されるという予定で進められております。

そして、2月17日月曜日ですが、2月の教育委員会定例会におきまして、議決事項といたしまして議決を求める手続を取りたいと思っております。教育委員の皆様には、その前の14日の金曜日に資料を配付させていただきたいと思っております。

でき上がりました方針につきましては、2月18日の議会全員協議会で配付をさせていただいて、25日火曜日、2月議会の初日でございますが、教育長から教育方針の表明をいただくというスケジュールを進めていこうと考えております。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思います。令和7年度野洲市の教育方針の骨子案ということで、基本的には、この構成につきましては、本年度とほぼ同様に作成していきたいと考えております。項目といたしましては、1の令和6年度の振り返り、そして、2の令和7年度の具体的な施策といたします。令和6年度の振り返りでは、学校・園、そして家庭や地域、生涯学習の3つの内容で記載していきたいと考えております。令和7年度の具体的

な施策では、1、子どもの生き抜く力を育てます、2、子どもの育ちを支援します、3、だれでもどこでも学びあえるまちをつくります。このそれぞれにおいて、教育振興基本計画の基本方針に沿って来年度の具体的な施策を定めていきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

【北協教育長】 ただいま説明がありました協議事項1について、ご質問等はございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 7年度の具体的な施策、柱を言っていただきましたけれども、7年度の中で新規施策として上がってくるものがあれば教えてほしいなと思います。

【井狩学務課長】 7年度の特に新規事業というところで、項目といたしましては令和6年度の継続事業がおおよそほとんどということになると思いますが、その中でも具体的な個別事業といたしまして、例えばプールの集約化でありますとか、ICTは令和6年度は校務用のパソコンを導入しましたけれども、令和7年度には生徒が使う端末の更新、それからパソコン教室の更新なども令和7年度の事業として控えておりますので、こういったところで取組を進めていきたいと思っております。

また、図書館司書の新規導入といえますか、新たな配置というところも新規ということになるかと思っておりますので、こういったところで新規という上げ方をさせていただくようになるのかなと考えております。

また、具体的などころにつきましては、所管課と協議を行いながら定めていきたいと考えております。

以上でございます。

【瀬古委員】 市長さんがお変わりになったわけですが、市長さんも新しい施策を盛り込みたいという気持ちがあるのではと思いますし、また市民も市長が変わられたので、新しい市長さんの政策の方向だとか、どこにそれが垣間見ることができるのかという期待を持っておられると思うのです。それが6年度と同じというのでは、市長さんの立場を考えてもちよっともの足りないのではないかと思います。

もちろん、今の時点で大きく色々なものを盛り込むというのは難しいのかもしれませんが、同じ表現をするにしても市長さんの思いを入れて、新市長さんのアピールしたい施策を表現することに留意して、現在文案をつくられていると思うのですが、基本方針を作成されたらどうかと思います。

以上です。

【井狩学務課長】 ご意見いただきましてありがとうございます。ちょうど今、来年度予算の策定に当たってのどういう事業で予算要求していくかというところの詰めに入っておりますし、市長の思いを踏まえた予算が来年度なされるものだと思っておりますので、そういったところで市長の思いを聞きながら、瀬古委員のおっしゃるような新たな考え方、市長の思いを踏まえて、また考え直させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【北協教育長】 では、ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、次に、日程第6、報告事項に移ります。

報告事項①、野洲市家庭訪問型学習支援事業実施要綱の一部改正について、説明をお願いします。

原嶋所長、お願いします。

【原嶋ふれあい教育相談センター所長】 ふれあい教育相談センターの原嶋です。報告事項①、野洲市家庭訪問型学習支援事業実施要綱の一部改正について、ご説明を申し上げます。

野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例が議会を通過したことに伴い、名称を家庭訪問型学習支援から訪問型教育支援に改正し、通称名をウィッシュとします。ウィッシュは英語で「願う」や「望む」という意味があります。支援をしている子どもたちに対する希望や願いを込めて名付けました。さらに、文部科学省の現在の不登校に関する考え方に沿うように「学校復帰につなげるため」という文言を削ります。

本要綱は令和7年4月1日から施行しますが、利用に係る手続やその他必要な準備行為は施行日の前においても行うことができますとします。

以上です。

【北協教育長】 では、ただいま説明がありました報告事項①について、ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項②、野洲市適応指導教室実施要綱の一部改正について、説明をお願いします。

原嶋所長、お願いします。

【原嶋ふれあい教育相談センター所長】 ふれあい教育相談センター、原嶋です。報告事項②、野洲市適応指導教室実施要綱の一部改正について、ご説明申し上げます。14ページをご覧ください。

この要綱も野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例が議会を通過したことに伴い、名称を適応指導から教育支援ルームに改正します。さらに文部科学省の現在の不登校に対する考え方に沿うように、「学校復帰」という文言を削り、「社会的自立」に改正します。

なお、本要綱も令和7年4月1日から施行しますが、利用に係る手続やその他必要な準備行為は施行日の前においても行うことができますとします。

以上です。

【北協教育長】 では、ただいま説明がありました報告事項②について、ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項③、野洲市中学校部活動指導員配置事業実施要綱の一部改正について、説明をお願いします。

菱沼参事、お願いします。

【菱沼学務課参事】 学務課・菱沼です。報告事項③、27ページをご覧ください。野洲市中学校運動部活動指導員配置事業実施要綱の一部を次のように改正するものです。

従来の運動部活動だけでなく、文化活動においても指導員を配置することとし改正しております。特に学校からは吹奏楽部の指導員の要望もあり、休日拘束時間が長いということ

もあり、多くの中学校が要望しております。表にある下線部のとおりに改正しておりますので、ご覧ください。27ページ、28ページのように改正したいと思います。

以上です。

【北協教育長】 それでは、ただいま説明がありました報告事項③について、ご質問等はありませんか。

南出委員。

【南出委員】 菱沼参事がおっしゃった吹奏楽の拘束時間が長いというお話ですが、私の子どもが3人とも体育館利用の部活をしておりますので、どうしてもほかの部活と共有して体育館を使う関係上、時間が限られている中でやっています。

しかし、先ほどおっしゃったとおり、吹奏楽に関しては音楽室などほかの部活が使うことがないと思うので、限られた時間で部活される必要はないかと思われま。全ての部活が平日だったら何時間、週末だったら何時間という決め方をされているのか、もしくは部活によって時間が全然違うものなのか分かれば教えてください。

【菱沼学務課参事】 野洲市部活動に係る活動方針によりますと、平日は2時間程度、週休日3時間程度と、それを運動部の部活動も文化部の部活動も決まっております。

ただし、吹奏楽部については外部からの要望が多く、いろいろな演奏会、またはお祭り等に出かけて行って1日中演奏するという機会が非常に多いので、そういった面で拘束時間が長いというふうにさせてもらいました。語弊があったら申し訳ありません。

以上です。

【北協教育長】 よろしいでしょうか。

【南出委員】 はい。

【北協教育長】 では、ほかにないですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項④、第3期子ども・子育て支援事業計画(案)に係るパブリックコメントの結果について、説明をお願いします。

辻村次長、お願いします。

【辻村教育部次長(幼稚園教育担当)】 幼稚園教育担当の辻村です。よろしく申し上げます。本件につきましては、先般実施しました第3期野洲市子ども・子育て支援事業計画(案)に係るパブリックコメントの結果についてご報告させていただきます。

本計画につきましては、資料のとおり、昨年12月2日から12月27日までの26日間、記載の閲覧場所でパブリックコメントを実施させていただき、1名の方から4件のご意見をいただいたものです。いただきましたご意見につきましては、本計画における包括的子育て支援策に係るものですが、その施策や事業の方向性についての手法などに係る要望的なものとなっております。

具体的に1つ目のご意見としましては、家庭教育に関する学習機会や情報提供の実施、情報教育の推進において、タブレットが1人1台支給されておりますが、AIドリルなどで積極的に活用いただきたいとか、また家庭教育での学習機会について、こんな学習方法があるという情報にアクセスできるよう周知をお願いしたいとか、次のページなのですけれども、子どもの特性に合う多様な学びの機会を保障していただきたいというご意見をいただきま

した。

このご意見につきましては、市の考え方としまして、本計画は子育てに関連する施策や事業の方向性を示しているものであることから、当該ご意見は事業の推進に当たっての手法などに係る要望的なこともありまして、関係する部署と共有し事業実施の参考とする旨の回答とさせていただきます。

2つ目のご意見としましては、こころの教室、相談事業の充実、適応指導教室の充実においてということなんですけれども、こちらのほうでは、民間、医療、福祉、学校現場との情報共有をもっと積極的に推し進めていただきたい。あるいは、不登校支援につきましては、学校現場を含む公的機関だけで対応するのでは人的パワーが不足しているということで、地域全体の取組を要望されるということでご意見をいただきました。

これにつきまして、市の考え方につきましては、先ほどと同様に、関係する部署と共有し事業実施の参考とする旨の回答とさせていただきます。

3つ目のご意見としまして、学習障害等に係る保護者支援について、保護者がアクセスしやすい勉強会、あるいはまた、ペアレントトレーニングなどの機会を増やしていただきたい、またペアレント面談をもっと積極的に活用できるようにお願いしたいというご意見をいただきました。

このご意見につきましても、先ほどの考え方に基づいて同様の回答とさせていただきます。

4つ目のご意見としまして、子ども政策の全体に関してということですが、データや統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善を行っていくこと、またMチャット、パースT など支援が必要な児童にアセスメントツールのご活用をいただきたいというご意見をいただきました。

これにつきまして市の考え方としましては、進行管理に係るご意見について、子ども基本法に基づくこども大綱に則してエビデンスに基づいて多面的に施策を立案し、強化、改善していく旨の回答とさせていただきます。また、アセスメントツール等のご意見につきましては、関係する部署と共有し、事業実施の参考とする旨の回答としております。

以上、簡単ではございますが、第3期野洲市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの結果としてのご説明とさせていただきます。以上です。

【北協教育長】 ただいま説明がありました報告事項④について、ご質問等はございませんか。

瀬古委員、お願いします。

【瀬古委員】 1つ、お聞きします。子ども・子育て支援事業計画は、非常に大切な計画だと思うのです。そのパブリックコメントに対して、お1人の方からの意見提出しかなかったということです。これに対する受け止めをどのように考えておられるのか、確認のために聞いておきます。

【井狩教育部政策監（幼稚園教育担当）】 健康福祉部の井狩でございます。

正直、もう少しご意見を頂戴したかったというのが本音ではございます。

ただ、私どものできる範囲の中で、もちろん先ほど申し上げたコミセンを含め、ペーパーベースでございますけれども、目の届く場所には置かせていただき、かつホームページのほうにも上げさせていただきます、さらには今般、教育委員会の定例会、あるいは議会のほうにも

ご説明をさせていただいて、こういった形でのパブリックコメントをさせていただくということで、周知は可能な範囲ではさせていただいた中ではあるのですが、その結果としてお1人の方で4件のご意見のみ、さらには少し込み入ったといいますか、要望的などころであったのは非常に残念だなというふうに思っているところでございます。

ただ、実はこの計画をするに当たりまして、前年度には、いわゆるアンケート、ニーズ調査等々もとらせていただいておりますので、今般のこのパブリックコメントではご意見がこれだけしかございませんでしたけれども、もう一度、ニーズ調査等々を確認させていただきながら、素案はできているわけではございますけれども、再度こういったところのニーズがあるのかを確認した中で、成案という形で進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【瀬古委員】 結果として、1名しかなかったということをやはり真摯に受け止めて、今後、いろんな場面で丁寧な周知をするという心がけをぜひお願いしたいと思います。

それから、このお1人の方ですけれども、4件について非常に事細かに具体的に意見を言っておられます。それに対する回答として、全て「事業実施の参考にさせていただきます」とつれない、さらりとした回答だという印象を受けます。確かにこれは計画なので非常に事細かなことについては今後の実施の段階で参考にとすると、それは間違っていないと思いますが、もう少し気持ちの乗った回答の仕方もあるのではないかと私は思います。

意見として申し上げておきます。

【北協教育長】 よろしいでしょうか。はい。

ほかにはないですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、次に移らせていただきます。

報告事項⑤、野洲市文化財保存活用地域計画(案)に係るパブリックコメントの実施について、説明をお願いします。

福永課長、お願いします。

【福永文化財保護課長(歴史民俗博物館長)】 文化財保護課長の福永でございます。よろしくをお願いします。

報告事項の32ページをご覧くださいと思います。文化財保護課からは、野洲市文化財保存活用地域計画(案)に係るパブリックコメントの実施について、ご報告させていただきます。

目的というところで、本市の地域で大切に守り伝えられてきた歴史文化や文化財を次世代に受け継ぎ、魅力ある野洲市の地域づくりへとつなげるべく、文化財保護行政の総合的計画となる野洲市文化財保存活用地域計画を策定する予定でございます。

計画の期間は令和8年度から令和17年度までの10年間です。これを契機に、この計画策定に当たりまして市民の皆様から意見を募集させていただきたいと思っております。

募集期間は令和7年1月23日、明日から令和7年2月14日金曜日までの23日間になります。

閲覧場所としましては、北部合同庁舎の文化財保護課、あるいは歴史民俗博物館、そして市役所本館の情報公開コーナーや図書館、各コミュニティセンター、人権センター、市民交流センターなどで閲覧していただくことができます。市ホームページでも掲載させていた

できます。

意見の提出としましては、所定事項記入の上、閲覧期間内に文化財保護課へ持参いただくか、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出していただくことになります。

冊子についてお手元にもお届けしているかと思われませんが、次のページで概要を述べたいと思います。今回の野洲市文化財保存活用地域計画といいますのは、平成30年に文化財保護法が改正されて全国的に市町において取組を進めているものです。既に滋賀県内におきましても、あらかたの市町さんで計画が策定、あるいは策定途中であります。

その計画の内容ですけれども、この市内の文化財、いわゆる文化財というものについては、有形無形、あるいは記念物ですとかお祭り等の民俗文化財ですとか、そういったいろんなカテゴリーがございますけれども、こうした指定文化財、あるいは一般的に文化財と呼ばれるものだけではなくて未指定の文化財ですとか、この33ページの真ん中ぐらいの図でございますように、特産品とか地名とか景色とかそういう地域資産についても包括的に取り扱って保存活用していこうかという取組が1つの特徴となっております。

冊子の序章から前半部分につきましては、野洲市の概要でありますとか、あるいは野洲市の文化財、これまで活用の取組を進めてまいりました指定文化財、あるいは未定文化財の概要について述べております。

これらの文化財を一体的に情報発信していくツールといたしまして、第3章で野洲市の歴史文化の特性というところで文化財を3つの特徴でカテゴリー別に振り分けて、それを情報発信のツールにしていこうという枠組みを設定しております。1つは三上山信仰と遺跡群を伝える山、そして旧中山道ですとか朝鮮人街道がつなぐ仏教文化の街道、道です。そして、琵琶湖と野洲川ですとかそういった水との暮らしというところで、水というカテゴリー。いずれの文化財もこの山、道、水のいずれかに該当する要素があるということで、1つの情報発信のツールとして3つのカテゴリーに分けております。

第4章以降、これらの文化財に関わるこれまでの市の取組の課題といったところを総括しております。

第5章で、その課題を解決するために、文化財の保存活用に関する将来像というところで、一番大きな目標として真ん中ほどに文化財がつなぐ市民と自然、歴史文化が共栄するまちという将来像を立てて、それから枝分かれする形で3つの基本目標を設定しております。その基本目標を達成するために、第6章以下、その目標に向けた取組というところで具体的な課題解決に向けての活動、あるいは取組といった内容を事細かに記載させていただいております。

第8章になりますと、個別具体的な内容になりますけれども、そういった全体として今後10年間の文化財保護行政の総合的な取組方針というところで、改めて計画化していこうという内容がこの計画になります。

内容としては以上でございます。

【北脇教育長】 ただいま説明がありました報告事項⑤について、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【北脇教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項⑥、令和6年11月度定期監査の結果について、説明をお願いします。

行俊次長、お願いします。

【行俊教育部次長（生涯学習課長）】 教育部次長の行俊です。報告事項の36ページをご覧ください。

報告事項⑥、令和6年11月度定期監査の結果について報告いたします。

令和6年11月25日、こども課を対象に監査が行われました。その結果につきましては、いずれも全般を通じてその処理状況は適正と認められましたので、報告するものです。

以上でございます。

【北協教育長】 では、ただいま説明がありました報告事項⑥について、ご質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

【北協教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項⑦、職員の任免等について、説明をお願いします。

行俊次長、お願いします。

【行俊教育部次長（生涯学習課長）】 教育部次長の行俊です。

報告事項の37ページをご覧ください。最初に1か所訂正がございます。真ん中の退職者の欄で、3行目の給食センターの佐橋さんですけれども、この佐橋さんの名字が左橋さんでございます。お詫びして訂正申し上げます。申し訳ございません。

それでは、報告事項の⑦、職員の任免等につきまして報告いたします。

まず、会計年度任用職員の新規採用者につきましては、今回はございません。

退職者につきましては、会計年度任用職員のパートタイム職員1人、フルタイム職員1人の計2人の退職を報告するものです。所属及び期日等につきましては記載のとおりでございます。

次の職員の許可承認等につきましては、今回はございません。

以上、報告させていただきます。

【北協教育長】 ただいま説明がありました報告事項⑦について、ご質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

【北協教育長】 では、ないようですので、次に日程第7、その他事項に移ります。何かございますか。

福永課長。

【福永文化財保護課長（歴史民俗博物館長）】 歴史民俗博物館長の福永でございます。博物館からA4のチラシ2枚を置かせていただきました。

まず、歴史講座と書いているものからご案内させていただきます。2月から3月、冬から春にかけての活動予定ということでご案内申し上げます。

まず、2月から3月にかけて野洲市歴史民俗博物館友の会の主催による歴史講座を開催させていただきます。毎年、テーマ設定をさせていただいて、専門の先生方にご講演いただく内容で上書きしておりますけれども、今回につきましては4回設定、既に2回を秋の展覧会の北村季吟展に関連して歴史講座を開催させていただいておりまして、残り2回を戦国時代の畿内と近江ということで、お2人の先生をお招きして講演会を開催させていただきます。

その裏面に参りまして、毎年実施しております銅鐸研究会という講演会です。第90回を迎

えます銅鐸研究会を2月15日に開催させていただくという内容でございます。

もう1枚目のチラシをご覧くださいますと、郷土史展という展覧会を企画しております。日々の活動としまして、野洲市史の編さん事業で市内の歴史資料を調査しておりますけれども、今回は三上山にありました妙見堂という、今はもうございませんが、江戸時代から三上藩の領主であった遠藤氏が三上山の3合目辺りの中腹に妙見堂を勧請して地域信仰としていろんな参詣者の方を集めていたという歴史がございます。江戸時代以降、ずっと現代に至るまで宗教法人として存在していたわけなんですけれども、後継者ですとかそういった問題もございまして、宗教法人としては昨年度末で閉山式といいますか、宗教法人を解散するという方向の流れの中で、いろんな歴史、江戸時代からの資料、そういったものが散逸するのを防ぐために、宗教法人側から博物館に寄贈いただいた資料をご紹介しますといった内容でございます。

その裏面でいろいろ書かせていただいておりますが、関連の行事といたしまして市史、郷土史学習会というところで展示解説を中心に予定をさせていただいております。

2月から3月にかけての博物館の活動報告としては以上でございます。

【北協教育長】 ほかにございますか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 1つお聞きしたいと思います。最近、テレビを見ていましたら、昔我々の子ども時代は小学校低学年の児童の情操教育で小動物、特にウサギを飼っていたことが多かったと思うのですが、最近では動物を飼わなくなっているというニュースがありました。それは働き方改革もあって、教職員の負担が非常に大きいことが理由の一つになっていると。休日や夏休みなどは子どもたちが学校に来ない。子どもが面倒を見ないから先生方が休みにもかかわらず出てきて、世話をしなければならないというのが大きな負担になっており、どんどん動物を飼う学校が減っているというニュースを見て、野洲市はどういう状況にあるのか教えていただきたいと思います。

【菱沼学務課参事】 学務課・菱沼です。

野洲市内は唯一、中主小学校でウサギを1匹飼っています。そのウサギのために夏休みも正月も全てなしで、毎日毎日餌と水をやりに誰かが、教頭がほぼ行っていますが、世話をしているという状況はあります。

【瀬古委員】 文科省の指導要領の中に載っているということに基づいて今までやってきたと、ニュースではそのように言っていたように思います。世の中の状況が変わってきているということなのですが、野洲市としては今後の方向性として、中主小学校にウサギが1匹だけだと、ウサギや子どもたちにしてもかわいそうな状況だと。そのウサギが死ぬまでそういう状況でやっていくのか。ある学校では、そういう手間のかかるものはやめて、ウサギの代わりにカブトムシを、カブトムシは手間がかからないという話もありましたが、そういう本来の教育の目的、趣旨から、こういう状況をどのように捉えて、将来的に野洲市はどういう方向に持っていこうとしているのか、お考えがあればお聞きしたいと思います。

【小寺教育部次長（学校教育担当）】 教育部次長の小寺です。

明確に野洲市として小動物の飼育について何か指針があるというわけでは、これまでもなかったですし、今の時点で何か将来的に構想があるというわけでもありません。もちろん、働き方改革の部分もあるとは思いますが、もう一つ大きい原因としては、ニワトリ

を飼っていた学校がありまして、感染症の関連で一気に全国的になくなっていったというふうにも聞いております。

情操教育について、飼育をしないと培われないというわけでもありませんので、その重要性についてはもちろんそれぞれの学校でいろんな計画の中に盛り込んではいまいますが、必ずしも飼育とか、栽培は恐らく残っているとは思いますが、そういったところをつけていくということで、目的自体がなくなったわけではないと思いますので、一律で市が飼うとか飼わないとかという指示を出すということは考えておりませんし、学校の状況に応じて子どものニーズとかこれまでの歴史とかいろんなことがありますので、学校ごとの計画の中で判断していただけたらいいのかなと思います。

以上でございます。

【瀬古委員】 この問題は学校マターなのであって、教育委員会としては関知しないという考え方だということですね。

だから、もちろん予算もついていないし、餌にしてもボランティアの方が関わって世話をしてきたということでしょうから、そういうこともできなくなってくるし、結局は先の見えない状況だということですね。

【小寺教育部次長（学校教育担当）】 教育部次長の小寺です。

実際に、それを飼うとか飼わないとかということを市教委がということは、先ほど申し上げましたように、一律に判断をこちらが求めるという考えはございません。

ただし、先ほども申しましたように、情操教育だとか人権教育、ほかのいろんな教育について不足している部分については、学校の状況に応じて子どもたちのニーズに合ったような形でそれぞれの校長がその学校の教育課程を編成するとありますので、そこに極力影響がないように、必要なものはこちらが指導しますけれども、個別の飼う飼わないということについて申し上げるということではありません。

【瀬古委員】 はい。

【南出委員】 例えば地域学校協働活動や長期の休みのときは、地域の方にお問い合わせするという形も別に問題ないということですね。

先ほど中主小学校のお話が上がってきましたが、恐らく中主幼稚園もウサギはいるはずで。私は地域の者として、そういう話を上げさせていただきたいと思います。

以上です。

【小寺教育部次長（学校教育担当）】 教育部次長の小寺です。

今おっしゃっていただいたように、コミュニティ・スクールのほうが大分充実していった中で、学校と地域が連携する中の1つとして、そういったことをお願いできるのであれば、それは非常に歓迎できることで、それはそういうような形が広まるのであれば、間に立ってこんなことをしておられますよというようなことで広げていくということは、こちらの役割かと思っておりますので、ぜひそういったよい取組について各校で進展しますことをまた応援していきたいと思っております。

【北脇教育長】 ほかによろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【北脇教育長】 では、ないようですので、次に日程協議に移ります。

まず、2月定例会は2月17日月曜日午後1時30分より、人権センターで開催しますので、よ

ろしくお願ひします。

次に、3月定例会についてお伺ひします。3月定例会は3月19日水曜日午後1時30分より、人権センターで開催したいと思ひますが、ご異議ございませぬか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ご異議ないようですので、3月定例会は3月19日水曜日午後1時30分より、人権センターで開催しますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

— 了 —